

新たな文化財保護の推進

巻頭言 ● 8 文化財保護のあゆみ

文化財保護法改正に寄せて ◆ 西川杏太郎

座談会 ● 10 文化財保護の新たな展開

◆ (出席者) 木原啓生 / 荒井 桂 / 嶋崎 丞 / 小島美子 ◆ (司会) 崎谷康文

論文 ● 22 地方公共団体から見た

文化財保護制度について ◆ 野村興兒

エッセイ ● 26 上方落語の効果音 ◆ 桂 米朝

事例紹介 ① ● 28 歴史的建造物の文化財登録

京都市における試み ◆ 京都市文化市民局文化財保護課

事例紹介 ② ● 31 埋もれた文化財掘り起こし

「未指定文化財の登録」制度 ◆ 熊本県山江村教育委員会

事例紹介 ③ ● 34 フランスの文化財登録制度について

日本における課題も含めて ◆ 羽生修二

解説 ● 37 文化財保護法の改正について ◆ 文化庁文化財保護部伝統文化課

Q & A ● 45 文化財登録制度 Q & A

特別記事

今後の医療関係者養成の在り方

● 48 二一世紀に向けての

医療人養成の在り方について ◆ 鈴木重夫

● 51 二一世紀の命と健康を守る医療人の育成を目指して

二一世紀医学・医療懇談会第一次報告 ◆ 高等教育局医学教育課

● 53 医学教育における改革事例

◆ 高知医科大学・東京女子医科大学・大阪大学医学部

カラー

1 ある日の学校訪問記

◆ 滋賀県立国際情報高等学校 (滋賀県)

4 天然記念物歳時記―花ごよみ

◆ ゴナス自生南限地帯 (茨城県・鳥取県)

表2 名作シリーズ ◆ 蔬菜静物

表3 文化財紹介 ◆ 刺繍三味耶幡

6 であい・ふれあい ◆ 羽生善治

57 焦点―文教施策

60 中教審ユース

64 ポイント生涯学習

◆ 生涯学習情報提供システムの整備充実

66 都道府県発―教育・学術・文化スポーツユース

◆ 福島県 ◆ 埼玉県 ◆ 岡山県 ◆ 福岡県

68 どんな講座こんな講座―大学の公開講座から

◆ 東北大学 ◆ 京都府立大学

70 現代スポーツあれこれ

◆ 二〇〇二年ワールドカップについて

72 科学はいま―理工系へのいざない

◆ 東北大学素材工学研究所

73 お知らせ

76 鑑賞席◆日本人の源流をさぐる

◆ 美術家の冒険

78 ぼくら、わたしたちのウィークエンド

◆ 青森県浪岡町教育委員会

80 海外教育ユース

82 文学のふさと ◆ 二十四の瞳

84 編集後記

事例紹介1

歴史的建造物の文化財登録 京都市における試み

京都市文化市民局文化財保護課

このたびの文化財保護法の改正に伴い、国において文化財の登録制度が導入されることになったが、京都市では同様の登録制度を、昭和五七年の京都市文化財保護条例の制定に際して導入し、文化財の登録に努めている。そこでここでは、京都市における文化財登録の試みを紹介していくことにしたい。(なお、国の登録制度が当面は建造物に限定されることから、ここでも建造物に限って述べることをあらかじめ断っておく。)

一 なぜ登録制度が必要なのか

京都市では文化財保護条例の制定に際し、学識経験者から成る京都市文化観光資源調査会に対して、文化財保護の進め方について専門的な見地からの審議を依頼し、その結果出されたのが『文化財保護の制度化に関する報

告』である。この報告では、文化財保護の基本的な方策として三点が強調されているが、その中の一つが文化財登録制度の導入であった。

文化財の指定、認定にあたっては、国、専門家レベルでの価値の高いものだけでなく、地域住民にとって大切なもの、地域社会で重要な役割を果たしてきたもの、いわゆる地域に根ざした文化財を重視することが必要である。

また、文化財の指定のほかに文化財登録制度を設け、地域の特性を考慮する上で必要な文化財を、できるだけ広範囲に選んで保護していくことが必要である。

文化財保護における優品主義(芸術的価値の重視)からの脱皮、つまり、価値基準の転換を図り、優品だけでなく地域の文化財とし

二 指定とどう異なるのか

では、文化財の指定と登録では制度的にどのように異なるのであろうか。

表1は指定と登録の比較を簡単に示したものである。規制の面についてみると、まず現状変更に関して、指定は許可が必要であるのに対して、登録では届出でよいことになっている。また罰則についても、指定は罰金が課

せられるのに対して、登録には罰則規定が設けられていない。登録は指定に比べて緩やかな規制となっているのである。

一方、優遇措置に関しては、補助金はともに補助することができるとの、上限額・補助率は指定の方が高くなっており、また税制に関しても登録に対しては優遇措置を欠いている。

このように制度的には、登録は指定に比べて規制が緩やかで、一方支援は少なく、顕彰的な性格を強くもっている。

三 何を登録してきたのか

京都市ではこれまで毎年登録を行っていたが、現在は近代洋風建築と民家建築を中心に二四件、三九棟の建造物を登録している(表2)。

ところで、これらの登録の基準は、第一に地域の歴史にとって価値のあるもの(地域文化財)、第二に指定文化財に準じる価値のあるもの(準指定文化財)、となっている。

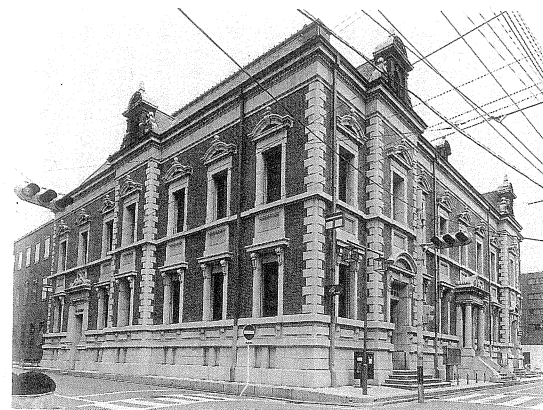
(1) 地域文化財としての登録
その地域の歴史や文化を考える上で欠くことのできないものを、地域文化財として再評価し、登録するものである。これまでの指定制度の価値基準とは別の観点に立つもので、たとえ指定制度では対象とならずとも、地

表1 文化財の指定と登録の比較

	指 定	登 録
現状変更	許可	届出
補助金	原則として2分の1以下かつ上限1,000万円	原則として3分の1以下かつ上限500万円
固定資産税等	原則として免除	課税
罰則	50,000円以下の罰金	罰則規定なし
防災設備	消防法に基づく設置義務あり	設置義務なし

表2 京都市指定・登録建造物の件数(カッコ内は棟数)

平成8年4月1日現在			
種 別	指 定	登 録	計
神社建築	15件(39棟)	4件(7棟)	19件(46棟)
寺院建築	21件(80棟)	1件(1棟)	22件(81棟)
近代建築	洋風	5件(5棟)	10件(10棟)
	和風	3件(8棟)	3件(8棟)
民家建築	町会所	4件(8棟)	4件(8棟)
	町家	4件(7棟)	7件(10棟)
	杜家・農家等	6件(9棟)	11件(26棟)
その他	-	1件(1棟)	1件(1棟)
計	58件(156棟)	24件(39棟)	82件(195棟)



中京郵便局旧庁舎外観 昭和53年の改築に際して外観の一部が保存された

ての価値を持つものも文化財保護の対象とし、そのために登録制度の導入が必要とされたのである。そしてその運用に関しても、指定制度と異なり、顕彰を中心とした緩やかな規制が望まれていた。

こうして、京都市では他にさがけて文化財保護条例の中に、文化財の登録が制度化された。

域にとって大切なものを広く保護の対象とするのが地域文化財の考え方である。この登録の例としては、三条通り周辺に所在する近代洋風建築や島原大門などがあげられる。

三条通りは京都の近代化発祥の地であり、現在もこの通りの周辺には明治以降に建てられた建築が多く残り、当時の趣を伝えている。この三条通り周辺に建つ近代洋風建築のうち、現在は四件を登録しているが、これらは文化

財的価値よりも、この地域の歴史的・景観的価値を重視している。中でも日本生命京都三条ビル外観（旧日本生命京都支店）と中京郵便局旧庁舎外観はともに外壁の一部を保存して建て替えられたものであり、指定制度においては対象とならない建物である。

また島原大門は、江戸時代末期に建てられた高麗門で、門として特色がみられるものではない。しかし、これは島原地域を区切っていた門であり、この地域の由緒を知る上では大切なものとして登録している。

(2) 準指定文化財としての登録

本来ならば文化財指定を行って保存を図ることが望ましいものであるが、①文化財的価値に問題がある、②所有者の同意が得られないなど、指定が困難な場合、指定に準じるものとして登録するものである。

① 文化財的価値に問題がある場合

改造が大きい、あるいは建築経緯が不明であるなど、文化財的価値が十分に明らかでないために文化財指定ができないが、保存が望まれるものを登録している。社寺建築や一部の民家がこの意味で登録されている。

② 所有者の同意が得られない場合

文化財的価値を有しているが、将来的に改造計画をもっている、あるいは具体的に計画があるわけではないが規制の厳しい指定は躊躇

躇される、といったことから文化財指定が拒否されることが多い。しかし、規制が緩い登録であれば、同意の得られることがある。たとえば、町家で将来的に店の間を車庫や喫茶室などに改造する計画をもっている場合などである。

四 登録のこれから

京都市の登録文化財は、このように地域文化財と準指定文化財という二つの側面を持っているわけであるが、そのことによって現在問題が生じてきている。

地域文化財としての登録は、規制が緩やかで、取り壊しや文化財的価値を大きく損なうような改造も認められるのが本来の在り方である。一方、準指定文化財というのはあくまでも指定制度の延長上にあるもので、したがってこの場合は、いくらか制度的に規制が緩やかと言っても、取り壊しはもちろん、多少の改造であっても批判の対象となり、現実的にはそれができない状況となっている。そして、これら両者がともに同じ登録文化財にくくられていることから、地域文化財としての登録物件であっても準指定文化財として扱われるようになり、最近では登録イコール準指定文化財と考えられるようになってきている。登録本



島原大門 前方の柳や「さらば垣」とともに当時の趣を残している

来の在り方である地域文化財としての性格が、失われてきているのである。

このたびの国における文化財登録制度の導入を機に、京都市では右記の問題を含めて市の登録制度の見直しを検討している。今後、市登録と国登録の調整を図りながら、歴史的建造物の保存をより充実し、個性的で魅力あるまちづくりを進めたいと考えている。

（文化財保護技師 新谷昭彦）

事例紹介2

埋もれた文化財掘り起す「未指定文化財の登録」制度

熊本県山江村教育委員会

一 はじめに

山江村は、昭和三〇年に熊本県下で最も早く文化財保護条例を制定した。その後、三七年を経過し、社会情勢及び文化財保護行政の変化に対応した改正が必要になり、平成四年三月に条例の全面改正を行った。

条例の中には、今までにない選定保存技術、埋蔵文化財、未指定文化財の登録、指定文化財等の環境保全地区の規定を新たに設けた。そして、文化財保護から一歩踏み込んで、自然保護、環境保全についても言及した。そのため、新聞等マスコミは大きく取り上げ、地元の新聞は「文化財環境保全へ動く山江村」として社説で紹介し、全国各地から問い合わせが相次いだ。

二 残された文化財

山江村は熊本県の南部に位置し、人口四二〇〇人の山村である。中世以来の地域色豊かな文化財が多いことで知られている。

現在、「山田大王神社本殿、拝殿及び神供所」、「高寺院毘沙門天立像」の国指定重要文化財など、国・県・村指定の文化財を合わせると五六件ある。

また、条例の改正に伴い指定文化財等の環境保全地区が三件、未指定文化財の登録が八七件、埋蔵文化財包蔵地が一二三件ある。

これらは、地域独自の歴史を反映した文化財として注目に値するものである。

しかしながら、指定された文化財以外の文化財（以下「未指定文化財」という）の今後の保存・伝承・活用を考えた場合、少なからず問題が存在するのである。

都市化による開発の波が寄せつづること、生活様式の変化等により、消滅等の危機にさらされていることである。

しかし、適切な保護体制を確立すれば文化財として保護できるものばかりである。これらをいかに保護するかが、当面の最も大きな問題といえる。



茅葺半切妻造の高寺院本堂

三 「未指定文化財の登録」導入へ

未指定文化財の登録は、全国でも京都市などが早くから導入している。そして現在、二六府・市・町・村・区で登録制度が実施されている。

山江村がこの制度を導入したきっかけは、①文化財に指定したくても、所有者の同意が得られない、②未指定のまま放置すると消滅するおそれがあることなどが懸念されたためであった。

実際、文化財が消滅したり、他市町村へ移動するなどの問題も起きた。村の文化財保護委員会では、こうした事態に備えて、保存のために他に方法がない、緊急に必要な場合は同意がなくても登録できる「未指定文化財の登録」制度を設けようということになった。これは、今までの指定・選定から漏れた未指定文化財を保護しようというもので、まず登録することで、保存及び活用を図ろうと意図したものであった。

四 特色と問題点

登録の目的は「指定された文化財以外の文化財（未指定文化財）のうち価値の高いもの

しく認識されていなかった。このこと自体に、まず文化財行政の基本的な問題があったといえる。

しかし、登録制度の導入によって、地域に密着した広範の調査が行われ、保存及び活用が容易に行えるようになった点は、大きな成果であった。



国指定重要文化財 山田大王神社本殿、拝殿及び神供所

を登録し、その保存及び活用のため、必要な措置を講ずることができる」とした。これは指定制度を補完する一つの手法なのである。

したがって、有形文化財や史跡、名勝、天然記念物だけでなく、無形文化財や民俗文化財も含めて登録できるようにした。

登録の手続きは、文化財保護委員会への諮問、教育委員会への答申を踏まえ、文化財登録台帳に登録、告示する。所有者に対しては、登録の通知を行う。その際、所有者等の同意を必要としない点が特色である。それだけに、行政側の効果的な運用が期待されるところである。

現状変更等の届出（事前）は、行為の二〇日前で、保存及び活用のために必要があるとき勧告をすることができるとした。

条例では、一定の行為の届出の義務付けと村の勧告の権限を規定しても、届出に係る指示・指導・助言にいたる事態を想定していない。また、所有者からの所有者変更・滅失・き損の届出（事後）も規定していないなど、問題点も多く抱えている。

今回の文化財保護法の一部改正により、文化財登録制度が国においても導入されることになった。これにより、山江村の条例も不備な点を補足、追加しなければならないだろう。

まさに、登録制度は指定制度と違った現実的対処法であり、「埋もれた文化財掘り起こし」運動といえる。

山江村は、この制度を有効的な手段とし、これからの効果的な運用を図っていきたい。

（社会教育係文化財担当 富浦和弘）

資料 山江村文化財保護条例（抜粋）

第八章 未指定文化財

（未指定文化財の登録）

第四十七条 委員会は、村の区域に存する文化財で、法又は県及びこの条例の規定により指定された文化財以外の文化財（以下「未指定文化財」という）のうち価値の高いものを登録し、その保存及び活用のため、必要措置を講ずることができる。

2 委員会は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ保護委員会に諮問しなければならない。

3 （略）

（行為の届出）

第四十八条 前条の規定に基づき登録された未指定文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、現状を変

五 今後の課題と展望

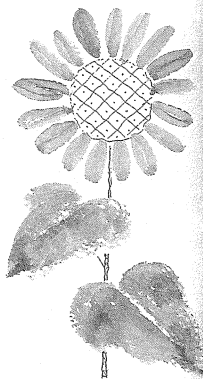
山江村の未指定文化財の登録は八七件。その内訳は表のとおりである。今後さらに追加登録があると思われる。

登録以前は、未指定文化財の存在はあまり把握されておらず、文化財としての価値が正

表 山江村の指定・登録文化財件数内訳

平成8年4月1日現在

区 分	国指定	熊本県指定	山江村指定	未指定文化財の登録	計
有形文化財	建造物	1	11	16	28
	彫刻	1	13	25	41
	工芸		5	15	20
無形文化財		1	2		3
民俗文化財				1	1
記念物	史跡		9	5	14
	天然記念物		11	25	36
環境保全地区			3		3
計		3	54	87	146



更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の二十日前までに、その旨を委員会に届け出なければならない。但し、現状変更については維持の処置又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合は、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合は、この限りではない。

2 委員会は、前項の届出があった場合において、届出に係る未指定文化財の保存及び活用のために必要があるときは、当該届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

第四十九条 前二条のほか、文化財の登録並びに登録した未指定文化財の保存及び活用に関し、必要な事項は委員会規則で定める。

事例紹介3

フランスの文化財登録制度について

日本における課題も含めて

東海大学教授 羽生修二

一 はじめに

フランスの歴史的建造物保護は、フランス革命による歴史的建造物破壊とそれに対するシャトーブリアン、ヴィクトル・ユゴーらの中世建築擁護論を契機に、国家的事業として制度化されたものである。それは一八三〇年に内務省内に「歴史的記念物総監」という新しい役職が設置されたことをもって実質的にスタートしたといえる。初代総監となったのはロマン主義作家でもあったルドヴィク・ヴィテ（一八〇二〜七三）だったが、この総監の役割というのを大別すると、ひとつはフランス全土の文化財の記述と目録を作成すること、もうひとつは目録に登録された文化財のうち、価値の高いものや緊急を要する文化財をピク・アップして、その保存状態を調査

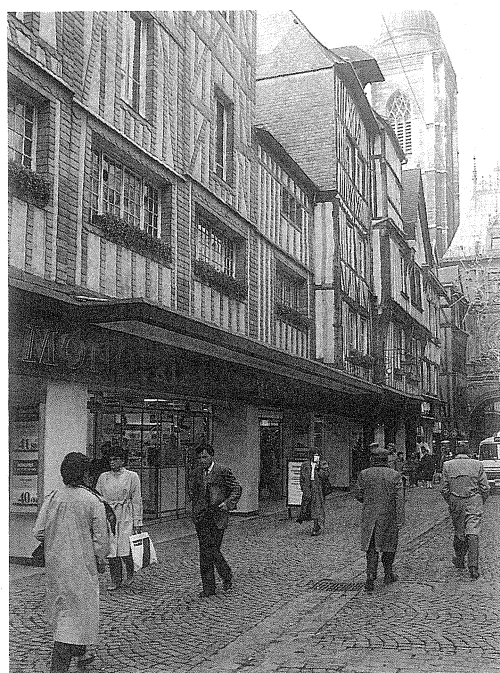
し、保存策を示唆することだった。この総監のふたつの仕事は、実はフランスの文化財保護体制の基礎を成すことになる。つまり、前者で補助目録に登録されたものが「登録文化財」、後者で国の予算措置を受けて手厚く保護されたものが「指定文化財」、という二種類の文化財保護制度が誕生したわけである。一九九五年時点で四万件の歴史的建造物が文化財建造物として保護されているが、そのうち指定されているものは一万三〇〇〇件あり、その倍以上の二万七〇〇〇件の建造物が登録されている。登録された建造物は、国民的遺産として保存すべき指定建造物の周囲にあり、高度の芸術的・歴史的価値はないが、現代の町並みには期待できない落ち着いた人間的雰囲気を出す建物である。これらは、固有の文化と景観を生かした町づくりにおいて絶対不可欠な要素になっている。このように、

フランスの登録文化財制度は、一九世紀以来の永い伝統を継承しながら、今日において歴史ある都市の再開発に大きな役割を果たしているのである。

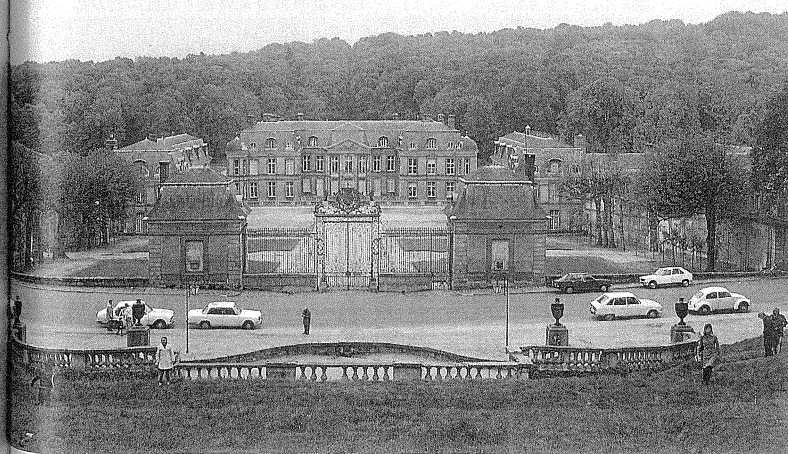
二 フランスの文化財登録制度について

フランスでは「歴史的記念物に関する一九一三年二月三十一日法律」第二条において、「緊急に指定する必要性が立証されない場合でも、その保存が望ましいと認められる歴史的または美術的価値を有する行政財産または

普通財産たる不動産またはその一部は、いつでも、文化省令により補助目録に登録することができ」と定められており、所有者の同意が得られなくても登録文化財として目録に登録することができることとなっている。そして、この通告を受けた所有者は「登録不動産の全部または一部に変更を加えようとするときは、四か月以内に、大臣にその旨を工事仕様計画書を添えて届け出る義務」を負わなければならないとされ、行政側の強い姿勢がうかがわれる。しかしながら、その分、所有者側にも当然メリットがある。例えば「目録



指定建造物に隣接する登録建造物が、街並みを美しく飾る。(ルーアン)



文化財建造物は、周辺の景観が守られてこそ価値がある。(パンピール城)

三 我が国における文化財登録制度の課題

(1) 所有者の同意

フランスでは、登録の際に建物の所有者の同意は必要ない。建物を改変するときだけ所有者が制約を受けるというもので、国が一方的に登録できる強い制度である。こうした制度では、歴史的建造物の価値というものが、一般の人々に広く普及している場合は、登録されることに對して何の抵抗もなく受け入れられるに違いない。フランスでは、建造物が登録され、国の保護を受けることに誇りをもつ所有者が少なくない。しかし、日本ではまだまだ古い建物は不便であるという声や、新

しい建物に建て替えることを望む声が強いのが現状である。指定されて国の制約を受けることを警戒する傾向が強く残っている。このような状況の中で、果たして登録に対し、所有者が、登録を受け入れることができるか心配である。所有者の理解を得るためには、歴史的建造物の価値と登録によるメリットや制約、活用できる範囲に関する正確な情報を一般の人々に広く普及させる地道な努力が必要となる。

(2) 周辺地域の景観保護

フランスの文化財保護は、個々の建物を保護するだけではなく、周辺の景観保護を早くから考慮している。指定または登録された建造物を中心に半径五〇〇m以内の視野内の景観保護をうたっており、指定や登録の建造物が多数残された歴史的都市の旧市街は、実質上全域が景観上規制されているわけである。我が国においても、景観条例をもつ地方公共団体が増える傾向にあり、フランスのように都市計画と連携しながら文化財登録制度をより有効に施行し、広い範囲にわたって景観と

環境の保全に役立てるような方策を検討していくべきであろう。

(3) 歴史と現代をつなぐ、新しい建築家の必要性

登録された建造物を修理したり、現代の要求にふさわしい変更を加えようとする場合、従来の指定建造物とは異なる建築家が担当することになる。登録建造物は、重要文化財の建築家ほどに厳密で手厚い修復を必要とせず、歴史的価値を十分理解している建築家による、現代的で新しいアイデアにみちみち溢れる設計が求められるのである。現代建築の設計しかできない建築家ではなく歴史的創造をうまく融合できる新しいタイプの建築家が必要となる。現在行われている建築教育や建築士の国家試験の内容も見直しを迫られるかもしれない。

四 まとめ

以上のように、我が国の文化財登録制度は、施行されるに当たって、まだまだ大きな課題をはらんでいるわけだが、いままでも保護されていることはなく、知らず知らずのうちに消滅していった昔なじみの文化遺産を少しでも残しながら、各地の個性ある町づくりに生かしていくのに大きな期待がかかっているのは確かなのである。



登録建造物の脇に建つ現代建築も規制を受ける。(パリ)

特集

地域における 生涯学習機会の 充実について

●巻頭言
学社融合の考え方 伊藤正巳

●座談会
様々な機関・施設における
生涯学習機会の提供について

（出席者）大野 忠／木村 孟／鈴木敏恵
二宮操一／（司会）北村幸久

●論文
創造的な人材の育成に向けて
求められる教育改革と企業の行動 和田龍幸

●エッセイ
事例紹介 服部幸應
東京大学ほか

どんな講座 こんな講座
大学の公開講座から 富山医科大学
都道府県発——教育・学術・文化・スポーツ・ビジネス
岩手県・神奈川県・富山県・滋賀県

編集 後記

▽今月号の特集テーマは、「新たな文化財保護の推進」です。科学技術の発達した現代社会に生きていく中で、文化財に接したときの心の安らぎは、何ものにも代え難いものです。貴重な文化財を保護し後世に引き継ぐことは、今に生きる我々の努めです。今回の文化財保護法の改正で導入された文化財登録制度を中心に新たな文化財保護の取組を紹介しています。

▽先月号でもお伝えしましたが、七月一九日に中央教育審議会から第一次答申「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」が出されました。日本の将来を担う子供たちの教育について、学校教育はもちろんのこと、家庭教育の在り方や地域社会における教育の在り方について幅広く提言がな

されました。いじめや子供の自殺が社会問題化している今日、多くの国民の皆様がぜひ読んでいただきたいと思います。

▽全文掲載の「文部時報臨時増刊号」を本号と同時に発刊します。学校やPTA関係者等多くの皆様に活用いただけると幸いです。

この提言では、「ゆとり」も大きなテーマとなり、学校週五日制の完全実施も求められています。通勤にバスを利用していますが、駅から自宅近くまでの車中、塾帰りの小学生の姿が午後一〇時過ぎまで見られます。夜遅いにもかかわらず明るく元気に仲間と語り合う姿に敬意を払いながらも、社会全体にもっともとつとゆとりを、思いながらか子供たちを見たいです。

（T・K）

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んでの感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定
①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記（誌上匿名可） ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただきます。

送り先

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部省大臣官房政策課
「文部時報」編集部

※電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

●「文部時報読者アンケート」

文部時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

MESSC, 61 月刊

文部時報 8月号

第1436号

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-88 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 03-5349-6666(営業部) 振替口座 00190-0-161

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成8年8月10日印刷
平成8年8月10日発行

定価600円（本体583円）（〒84円）
年間購読料7,200円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いいたします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 1996 ISSN 0916-9830 ●この刊行物は再生紙を使用しています。